

# 刑務所の暮らし



「前橋刑務所」(群馬県前橋市)

## 【刑務所のスケジュール】

### 「月曜日～金曜日」

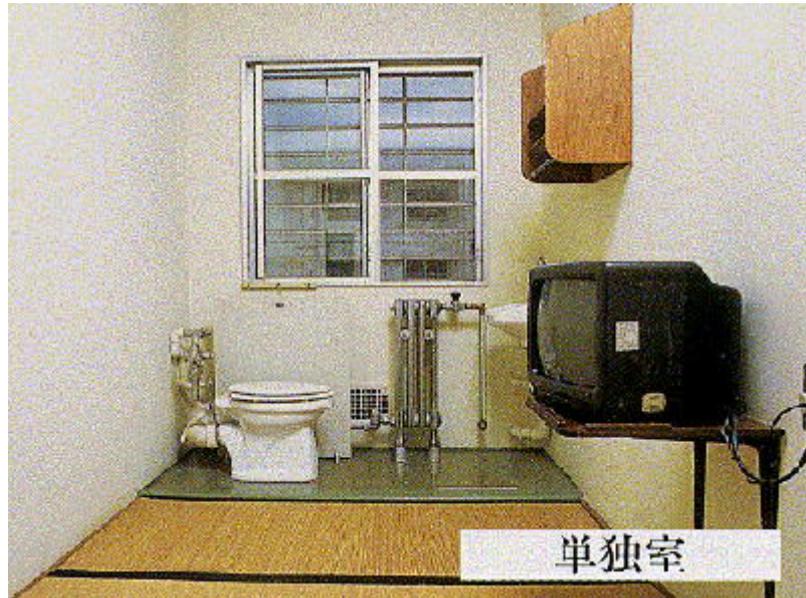
起床 6:30  
開房点検 6:50  
朝食 7:00  
出房 7:30  
作業開始 7:40  
休憩(15分) 9:45  
昼食・休憩 11:50～12:30  
休憩(15分) 14:00  
作業終了 16:30  
還房 16:40  
閉房点検 16:50  
夕食 17:00  
余暇 17:30  
仮就寝 19:00  
消灯・就寝 21:00

### 「免業日」(土日曜日・祝日)

起床 7:00  
開房点検 7:20  
朝食 7:30  
免業日は作業なし  
終日、余暇時間  
昼食 12:00  
免業日は作業なし  
終日、余暇時間  
閉房点検 16:50  
夕食 17:00  
余暇 17:30  
仮就寝 18:00

【処遇日として月2回、免業日とし、矯正教育を実施している】

## 被収容者が暮らす部屋



この部屋は「単独室」または「独房」と呼ばれています。分類の結果、集団生活を送るのが困難な者、要注意の被収容者、性倒錯者、組織間の抗争で命の危険がある被収容者など隔離する必要性がある、被収容者が生活する部屋です。規則違反を行い、懲罰として隔離し反省を促すために一時的に収容する場合があります。

※懲役で「独房」に暮らす被収容者は工場に出ず、この部屋で買物袋の袋貼りなどの室内作業を行います。



## 【被収容者の食事】

俗に「**刑務所の臭い飯**」と言われておりますが、あれは戦前の刑務所で、被収容者を収容する部屋にトイレが無く、トイレの代わりに大小の汚物を溜める桶が置かれて、その桶から発する悪臭の中で、被収容者が食事を取ったことが由来です・・・。

現代の刑務所で出される食事・・・、病院の入院患者に出される食事と同様、管理栄養士の監修を受け、栄養バランスが取れた食事が支給されます。

「和食」が中心の食事です、食べるご飯は、「麦飯と白米」の混合、とってもヘルシーな食事となります。



## 「被収容者に支給される食事例」

被収容者に支給される食事は、季節に応じて献立が変更されます、数年に渡り犯した罪を償うため刑務所で暮らす、被収容者にとって「食事」と「睡眠」などが最も楽しみとなります。

支給された「味噌汁の具」・・・豆腐の数が多い、少ないの理由で、被収容者同士の喧嘩が起きるケースがあります、支給する食事の調理と配膳も、選抜された被収容者が行います。

配膳を担当する被収容者、均等に「味噌汁」や「おかず」を配膳する作業が・・・、最も神経を使うそうです。

近年、外国人の被収容者が増加・・・、支給する食事のメニューでは、「宗教上の理由」などに配慮したメニューも組まれております。

刑務作業の内容で、立ち仕事をする者や、大柄の体格の被収容者は、支給される食事が増量されます。

それと、自分が食べられない量の食事を、他の被収容者に分けたり、恐喝や暴力で食事を取り上げて食べる行為などは規則で禁止されています、発見された時は「懲罰」となります。

年末年始の刑務所では、被収容者に「特別食」の支給が行われます。

○大晦日 「年越そば」(カップ天そば)

※テレビ視聴はNHK「紅白歌合戦」の終了まで延長、ラジオ放送は「行く年来る年」まで延長放送。

○元旦の朝に「おせち料理の折り詰め」が支給。(三が日に全部食べることに、4日の朝に

回収される)、他に「羊羹・チョコレート」などの甘味や果物も特別支給。

国民の祝日や歳時でも、被収容者に「羊羹・チョコレート」などの甘味が特別支給されます。

バレンタインデーに「チョコレート」、クリスマスに「クリスマス・ケーキ」の特別支給が行われ

ますが・・・両方とも贈り主は「被収容者の奥さんや彼女など」からではなく、国からの特別支給です。

師走を迎える時期・・・生活に困った常習犯(累犯者)の中には、罪を犯して、刑務所に入ろうとする困った者がおります、その理由は・・・、三度の食事が保障され、暖かい布団で眠れる刑務所で暮らそうと思うからです(汗) 被収容者に支給される食事の財源は、国民が働いて納めた「税金」です。

#### 被収容者の風呂・運動場



被収容者の入浴（風呂）は、夏季が週3回、その他の時期は週2回と決められております。

入浴時間は「15分間」です、5分毎の時間が経過するとブザーが鳴り、入浴中の被収容者に知らせるシステムです、電気カミソリを使用しない被収容者は、入浴の時に、カミソリを借りて髭を剃ります、入浴・・・ボディソープやシャンプーは無し、全て石鹸で行います。

入浴（風呂）は、午後の就業時間中、工場単位で入ります。

寒冷地を除いて、暖房設備が無い刑務所・・・体を暖める機会は入浴だけです、被収容者にとって入浴は「まさに極楽!」、体がポカポカと暖まり、入浴した夜は熟睡できるそうです。



（運動場）

入浴の無い平日、午後の就業時間中に、約40分の運動時間が組まれます、野球やソフトボール、散歩やマラソンなどの運動を被収容者は行います、少々大声で雑談してもOK!入浴と並び運動・・・被収容者にとって最大の楽しみです。

年1回開催される大運動会、バレーボールやソフトボールの球技大会、刑務所の年中行事として組まれております、大半が工場対抗戦のスタイルです、被収容者のストレス解消の場としての目的もありますが、学校の運動会みたく大いに盛り上がる行事です、優勝した工場ですが、担当の刑務官を胴上げして喜ぶという、微笑ましい光景もあるようです。

但し、工場対抗の試合等で喧嘩等があった場合、行事が中止され、無くなることもあります。



禁固刑で服役している被収容者、独房(単独室)で服役している被収容者、懲罰で独房にて服役している被収容者は、上記の映像にある施設で運動時間を過ごします、大半は縄跳びやラジオ体操です、中には腹筋や腕立て伏せの筋トレを行う被収容者もおります。

## 日本全国の刑務所



「府中刑務所」(東京都府中市)

日本の刑務所は、被収容者を分類して収容しています、心理学や科学的な分類を用いて目指すものは、被収容者の個別的な処遇の実施による犯罪性の除去です。

しかし、被収容者が増加の一途を辿る中、実際は「性別」、「犯罪歴」、「刑期の長短」等によって収容される施設が決定されるようです。

### 【被収容者所内生活心得】(北海道の某刑務所)

#### ○基本的心構え

- (1) 再び罪を犯さないために、自己の短所を直すとともに長所を伸ばし、生活態度の改善 につとめてください。
- (2) 更正のための生活設計を立て、それを確実に実行してください。
- (3) 健全な社会生活を送るための強い意思と能力を養うよう努めてください。
- (4) 法令及び規則をよく守り、職員の職務上の指示に従ってください。
- (5) 作業に励み、職業についての知識、技能を身に付けてください。
- (6) 礼儀正しく、仲良く生活し、他の人に迷惑をかけないように行動してください。
- (7) あらゆる機会をとらえて、学習、修養に励んでください。
- (8) 保健、衛生に注意し、健康の増進を図ってください。
- (9) 被害者への謝罪の気持ちを忘れず、過去を反省してください。
- (10) 家族との感情融和に努め、精神的、物質的な負担を掛けないようにしてください。

### 【刑務所は、どこにあるの??】

刑務所は全国に67箇所もあります。 犯罪傾向が進んでいない者を収容するA級刑務所は17箇所、犯罪傾向が進んでいる者を収容するB級刑務所は41箇所、他に医療刑務所が3箇所、女子の被収容者を収容する女子刑務所が5箇所、日米地位協定に基づく在日米軍関係者を収容する刑務所が1箇所です。

#### 【LA級刑務所(初入者で執行刑期が10年以上の者を収容する刑務所)】

「千葉刑務所」「岡山刑務所」

#### 【A級刑務所(初入者で執行刑期が10年未満の者を収容する刑務所)】

「函館少年刑務所」「山形刑務所」「黒羽刑務所」「市原刑務所」「静岡刑務所」「川越少年刑務所」「三重刑務所」「福井刑務所」「滋賀刑務所」「奈良少年刑務所」「加古川刑務所」「山口刑務所」「大分刑務所」「佐賀少年刑務所」「松

## 山刑務所」

【LB 級刑務所(主に再入者で執行刑期が 10 年以上の者を収容する刑務所)】

「旭川刑務所」「岐阜刑務所」「熊本刑務所」「徳島刑務所」

【B 級刑務所(主に再入者で執行刑期が 10 年未満の者を収容する刑務所)】

「網走刑務所」「釧路刑務所」「帯広刑務所」「月形刑務所」「札幌刑務所」「青森刑務所」「盛岡少年刑務所」「秋田刑務所」「宮城刑務所」「福島刑務所」「府中刑務所」「水戸少年刑務所」「前橋刑務所」「新潟刑務所」「長野刑務所」「松本少年刑務所」「甲府刑務所」「横浜刑務所」「名古屋刑務所」「富山刑務所」「金沢刑務所」「大阪刑務所」「京都刑務所」「神戸刑務所」「姫路少年刑務所」「広島刑務所」「鳥取刑務所」「松江刑務所」「福岡刑務所」「小倉刑務所」「長崎刑務所」「佐世保刑務所」「宮崎刑務所」「鹿児島刑務所」「沖縄刑務所」「高松刑務所」「高知刑務所」

【医療】

「八王子医療刑務所」「岡崎医療刑務所」「北九州医療刑務所」

※「岡崎」「北九州」は精神障害者を収容する施設

【女子】

「栃木刑務所」「笠松刑務所」「和歌山刑務所」「岩国刑務所」「麓刑務所」

※女子刑務所は、A 級・B 級・L 級の被収容者を混禁している

【外国人】

「横須賀刑務所」(在日米軍の関係者) 他の外国人・・・関東は「府中刑務所」、  
関西は

「大阪刑務所」、女子は「栃木刑務所」に収容している。

「A 級」 == 犯罪傾向が進んでいない者。

「B 級」 == 犯罪傾向が進んでいる者。

「L 級」 == 執行刑期が 10 年以上の者。

これ以外に社会復帰促進センターがあります。全国に 4 か所あります。

この施設は国と民間の (P F I) 運営です。

# 刑務所の工場



## ◆ 「刑務作業を行う理由」

刑務作業は、刑法に規定された懲役刑の内容であるとともに、被収容者の矯正及び社会復帰を図るための重要な処遇方策の一つです。被収容者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労精神を養成し、規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任の自覚を助長するとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、円滑な社会復帰を促進することを目的として行われています。

懲役の判決を受けて、刑務所に服役する被収容者は、分類センターに集められ心情相談心理治療、オリエンテーションを通じ、受刑者の性格、特質等精密な分類調査を行い入所時の被収容者個々の処遇指針をたて、それぞれの特性に応じた刑務所へ移送しています。

懲役には炊事・洗濯など刑務所運営のための作業である自営作業と、財団法人矯正協会が国に材料を提供し靴・家具などを製作させたり、民間企業と刑務作業契約して民間企業の製品を製作させたりする生産作業の2種類があります。

分類調査にて、適性のある作業を行う工場や作業場に配置されます。犯罪者を社会から隔離して社会の安寧秩序を図る一方で、刑の執行を通じて規則正しい生活をさせながら作業、教育等を実施し、善良な市民として社会復帰させることを目的に、刑務所の工場は運営されています。

各刑務所には、「木工工場」「洋裁工場」「金属工場」「革工場」「印刷工場」などがあります。

交通違反の罰金を滞納している人はいませんか?? 罰金を完納しないと刑務所に服役して、労役場留置者として働き、罰金を完納するまで、刑務所で生活することになります。

#### 【検身場】



毎朝7時半ごろ、被収容者は居室を出て、就業する工場へと居室毎に隊列を組んで移動します。居室での舎房着から、工場での作業着に着替えるため「**検身場**」に入ります、その際には、居室からの許可されていない物品の持込が行われていないか? 作業が終業して工場を出る時に、工具や部品などの物品を持ち出していないか?など、身体検査を行うための場所が「**検身場**」です。

#### 【木工工場】





多くの刑務所にあるのが「木工工場」です、主に家具の製造が中心となります、職人顔負けの木工品が製造されます。木工科の職業訓練も兼ねて行われるケースが多いです。

「木工工場で製造された家具」



## 「木工作业」

### 【金属工場】



主に金属製品の加工・溶接・組立作業などを行う工場です、中には電気製品の部品を製造する金属工場や、リサイクル品の解体・分別作業を行う金属工場もあります。

金属造形科の職業訓練も兼ねて行うケースもあります。

## 【印刷工場】



オフセット印刷機、自動組版システム、全自動写植機、高速度断裁機、自動現像機、自動丁合機などの印刷製本の設備が整っている印刷工場です、チラシやパンフレットの印刷に折込み作業や製本作業、民間の印刷業者では行えない印刷作業も行っているようです。

この印刷工場は、刑務所の中でも作業内容の関係から・・・冷暖房完備です。



【革工場】





紳士靴や婦人靴、ハンドバックや鞆などの革製品の製造加工を行う工場です、職人顔負けの革製品が製造されます。



「革工場で製造加工された紳士靴と婦人靴」



「革靴の製造加工」

【洋裁工場】



洋服から浴衣に布団カバーまでと幅広く洋裁の作業を行う工場です。被収容者が着用する舎房着や作業着に布団カバーなども、この洋裁工場で生産されま

す。



「洋裁工場で生産された布団カバー」

受刑期間が長い被収容者を収容する刑務所では、その特質を生かし熟練を要する高度な作業が行われています。この特質を生かして、紳士靴・剣道防具・木工家具類及び印刷を中心にした作業を実施しています。

一部の刑務所では「農作業」を、刑務作業に取り入れております。





「鹿児島刑務所の茶畑」

この農作業で収穫された農産物は、刑務所での食材として利用されます、鹿児島刑務所で生産されたお茶は、全国の刑務所・拘置所に収容されている被収容者の食事や休憩の時に提供されております。

#### 【職業訓練】

職業訓練は、被収容者に職業に必要な知識や技能を習得させ、あるいは向上させることを目的に行っており、公の免許若しくは資格を取得できる訓練もあります。

この職業訓練は、「被収容者の作業に関する訓令」（法務大臣訓令）に基づき、総合訓練や集合訓練及び自所訓練の三つの類型によって計画的に実施されております。

その種目は、「溶接」「左官」「電気工事」「ホームヘルパー」「建設機械」「理容」「美容」「情報処理」「自動車整備」「情報処理」等の25種目あります。職業訓練修了者の内、総合職業訓練施設において年間1400時間以上の訓練を修了した者には、厚生労働省職業能力開発局長から履修証明書が発行されています。

#### 【作業報奨金】（この名称は平成18年5月24日以降）

作業に就いた被収容者等には、**作業報奨金**が支給されます。作業賞与金の支給は、原則として釈放の際、本人に対してなされますが、在所中であっても、趣旨を損なわない程度にて所内生活で用いる物品の購入や家族あての送金等に使用することも認められています。

作業報奨金、1人1月当たりの平均計算額は、約4000円となっています。

国が財団法人矯正協会や民間企業等と作業契約を結び、被収容者の労務を提供し行った刑務作業に係る収入は、すべて国庫に帰属します。

尚、事実と違う点があり、詳細はマザーハウス五十嵐までお問い合わせいただければ幸いです。

連絡先

NPO法人マザーハウス

[info@motherhouse-jp.org](mailto:info@motherhouse-jp.org)

#### 作業報奨金【平成26年現在】

1等工	52円90銭
2等工	41円70銭
3等工	33円70銭
4等工	27円80銭
5等工	22円40銭
6等工	19円90銭
7等工	15円50銭
8等工	12円30銭
9等工	9円40銭
10等工	7円30銭